

個人情報保護委員会事務局御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会
個人データ保護専門委員会

犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会報告書（案）に関する意見

<意見1>

該当箇所：P.1 第1章 本報告書の背景

意見内容：「個人情報保護法の遵守や肖像権・プライバシー侵害を生じさせないための観点」と記載されているが、「個人情報保護法の遵守や『過去の裁判例で確立している』肖像権・プライバシー侵害を生じさせないための観点」のように、本報告書で肖像権・プライバシー権にも触れている根拠（判例によること）を補足した方がよいのではないかと。

理由：本報告書が、肖像権・プライバシー権に関する裁判例を解説している背景を理解しやすくするため。（個情法で触れていない肖像権・プライバシーに触れている根拠が分かりにくいとの意見があった。）

<意見2>

該当箇所：P.3 (3) 顔識別機能付きカメラシステムを利用する目的

意見内容：「マーケティングなど商用目的での利用は対象としない。」とあるが、「マーケティングなど商用目的での利用や顔識別機能の性能改善（安全性向上を含む）は対象としない。」とすべき。もしくは、顔識別機能の性能改善も対象範囲に含まれると想定しているのであればその旨を追加した上で、P.42 (3) 保存期間 イの記載も顔識別機能の性能改善（安全性向上を含む）のために利用するにあたって妥当な保存期間についての見解を追加で記載をすべき。

理由：本報告書が顔識別機能の性能改善目的でカメラ画像を利用することを想定しているのか否かを明確にした方が事業者は本報告書の内容をよく理解できると考えるため。また、P.42 (3) 保存期間 イには「利用目的達成のために利用する必要がないと考えられるため、遅滞なく消去するよう努めなければならない。」とあるが、これは事業者が誤検知の確認や原因解析等を事後に実施することを想定していない記載であると考えられるため。

<意見3>

該当箇所：P.3 脚注9

意見内容：行政機関だけでなく、独立行政法人も「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」に留意する対象とすべき。

理由：過去に、大阪駅の実証実験で独立行政法人のNICTが炎上したケースもあるため。

<意見4>

該当箇所：P.5 ア 顔特徴データ

意見内容：個人情報保護法ガイドライン（通則編）P.9（政令第1条1項ロ）の解説では「本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの」と記載されているが、本報告書の定義を踏まえ、「本人を識別又は認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別又は認証することができるようにしたもの」という記載に変更するべき。

理由：「識別」と「認証」について本報告書の定義に従うと、顔特徴データは「認証」だけでなく「識別」にも利用されている。現行ガイドラインの表現だと、顔特徴データを「識別」で使用する場合には個人識別符号に該当しないとの疑義を生じさせるため。

<意見5>

該当箇所：P.5～6 第2章 用語の定義

意見内容：イ 顔識別と、エ 顔認証の違いが報告書（案）の表現では分かりにくいので、例えば「イ 顔識別：カメラにより撮影された者の中から、その者の顔特徴データと照合用データベースに登録された顔特徴データを照合することによって、データベースに登録されている特定の個人を第三者が見つけ出すこと。」、「エ 顔認証：当人の要請に応じて、カメラにより撮影された顔画像から抽出された顔特徴データとデータベースに登録された顔特徴データを照合することによって、当人が主張する人物（本人）であることを確認すること。顔認証機能を搭載するシステムとしては、例えば、入退館システム・・・」といった表現にしてはどうか。

理由：現状の表現では、一般読者にとって両者の違いが分かりにくいいため。

<意見6>

該当箇所：P.8 （1）顔識別機能付きカメラシステムの技術的仕組み

意見内容：一行目の「検知対象者の顔画像及び顔特徴データ」は、「検知対象者の顔画像及び／又は顔特徴データ」とした方がよい。

理由：顔画像と顔特徴データの両方を照合用データベースに登録する場合（及び）と、顔特徴データだけを登録する場合（又は）があるため。

<意見7>

該当箇所：P.9 ウ 属性推定・人数カウント

意見内容：属性推定の「属性」は通常、性別や年齢層といった長期的な性質を表す用語であり、「笑顔度」や「表情」といった一時的な性質に対して「属性」と言うのは無理があるので、表現の見直しが必要ではないか。

理由：（意見内容に含まれる）

<意見8>

該当箇所：P.19 2 不法行為の成否と個人情報保護法の関係

意見内容：必ずしも「カメラによる追跡＝不法行為」ではないことを分かりやすく記載すべき。

理由：追跡ソリューションでも、迷子、徘徊者、行方不明者捜索など、同じソリューションでも利用

目的・運用によっては不法行為にあたらぬことを明確にすべきと考えるため。

<意見9>

該当箇所：P. 30 第5章 顔識別機能付きカメラシステムを利用する際の個人情報保護法上の留意点

意見内容：「ドローンやロボットに取り付けられたカメラ等の移動することができるカメラ」とあるが、移動体にカメラが付いているケースの運用時の対応方法（告知のあり方等）についても記載していただきたい。移動体に顔識別カメラが付いている場合は、施設内の掲示、ウェブサイトでの公開に加えて、防犯ロボットへの掲示等の方法もあることを例示してはどうか。

理由：移動体の例として警備員のボディカメラ、防犯ロボット、ドローン等が増えているため。

<意見10>

該当箇所：P. 37 脚注55

意見内容：「商用的な観点から特定の個人を追跡して監視する場合」についても、前段の「例えば、撮影の場所に関してはトイレや更衣室など」の記載のように具体的な例示をしていただきたい。

理由：事業者が利用シーンをイメージしやすくなり、誤用を避けることができると考えるため。

<意見11>

該当箇所：P. 39～40 (5) 要配慮個人情報について

意見内容：「顔識別機能付きカメラシステムにおいて要配慮個人情報を取り扱うことが想定される」と記載されているが、例えば万引犯顔識別システムや犯罪者顔識別システムの照合用データベース（過去の万引犯のデータベースや過去に構内で犯罪を犯した人のデータベース）に逮捕歴のある万引犯や犯罪者の個人情報を登録することは、要配慮個人情報の取得に該当するかどうかを、また該当する場合に第20条2項の例外を適用できるかどうかを明確にしてほしい。

理由：要配慮個人情報に関する本節において、万引犯データベースや犯罪者データベースの扱いについても言及するのが妥当と考えられるため。

<意見12>

該当箇所：P. 39～40 (5) 要配慮個人情報について

意見内容：「犯罪行為が疑われる映像が映ったのみでは要配慮個人情報に該当しない」とされているが、例えば現行犯逮捕されている映像を取得するケースなど、「顔識別機能付きカメラシステムで要配慮個人情報を取り扱う」場合の想定事例を記載していただきたい。

理由：前意見と併せ、「顔識別機能付きカメラシステムで要配慮個人情報を取り扱う場合」が具体的に想定できないので、例示が必要と考えるため。

<意見13>

該当箇所：P. 40 (6) 従来型防犯カメラについての考え方

意見内容：「被撮影者において容易に認識可能となっていなければならない」という記載を「なっている

ことが望ましい」に変更すべき。

理由：ガイドライン Q&A 1-12 (https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q1-12) では、「従来型の防犯カメラの場合には、(中略)防犯カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能とするための措置を講ずることが望ましいと考えられます。」となっていますので、合わせた方が良く考えるため。

<意見 1 4 >

該当箇所：P. 40 脚注 58

意見内容：従来型防犯カメラとしての利用目的を特定している場合に、その目的を超える範囲での利用（目的外利用）を行う場合であっても、本人同意が不要な例外事項を挙げているが、その具体例を挙げていただきたい。

理由：従来型防犯カメラで撮影した画像の目的外利用に該当してしまう場合でも、本人の同意なしに当該画像を利用できるのは、具体的にどのような場合なのかを事前に把握できれば、事業者によるカメラ画像を適正に利用したビジネスの促進につながると思うため。

<意見 1 5 >

該当箇所：P. 41 (1) 登録基準

意見内容：「例えば、犯罪行為等の防止を目的とするときは、登録基準の内容（登録対象者）は、当該犯罪行為等を行う蓋然性が高い者に厳格に限定し、登録時にも当該犯罪行為等を行う蓋然性があることを厳格に判断することが望ましい。」と記載されているが、「犯罪行為等を行う蓋然性が高い者」とは、どのような者が該当するのか、具体例を挙げていただきたい。

理由：「犯罪行為等を行う蓋然性が高い者」であるかどうかを判断する際には、具体例があった方が、事業者がより正確に判断できると考えるため。

<意見 1 6 >

該当箇所：P. 41 (1) 登録基準

意見内容：AI 倫理の観点から、登録自体は例えば AI 判断による自動処理で行うのではなく、人が判断するための基準を設ける必要があると思われるが、その点についても明記いただきたい。

理由：AI ではなく人が判断するための基準が必要と考えられるため。

<意見 1 7 >

該当箇所：P. 42 (3) 保存期間

意見内容：「検知対象者ではなかった者の情報」は「遅滞なく削除」とあるが、従来型防犯カメラの従来目的の録画は継続した上で、顔識別機能を追加して行う場合、防犯カメラ映像は一定期間保管されることになって、顔特徴データは「遅滞なく削除」可能だが、顔画像の「遅滞なく削除」は事業者にとって困難と思われる。録画目的+顔識別目的となるシステムのケースについての運用も記載いただきたい。

理由：検知対象ではなかった者であっても、防犯カメラの顔画像録画については、後日の照会などに

備え、一定期間の保管が必要なため。

<意見18>

該当箇所：P.43 (4) 登録消去

意見内容：「登録要件の喪失」の意味が分かりにくい。定義（規定）されていないのであれば、「疑いのあった犯行行為が解決されたとき（無罪と判断された時）」「システムを撤去するとき」など、具体例を挙げて述べた方がよいと考える。

理由：事業者の理解を促進するため。

<意見19>

該当箇所：P.48 (4) 共同利用

意見内容：「また、共同利用を行う場合には、～統一的な運用基準を作成し、登録情報などを含めて適切に管理することが望ましい。」と記載されているが、「管理することが望ましい」を「管理しなければならない」に変更すべき。

理由：通則ガイドラインに準じた記載としていることは理解するが、共同利用者間で取扱い方法が異ならないようにしっかりと義務付けた方が、防犯用途に対する世間の理解を得やすいと考えるため。

<意見20>

該当箇所：P.48 (4) 共同利用

意見内容：広域での共同利用より、ショッピングモール等の大規模流通施設での多業種・多店舗の運用案件で共同利用を行う際のハードルが多い。当該分野での議論を期待したい。

理由：実態としては、大規模流通施設の現場での運用に課題が多いため。

<意見21>

該当箇所：P.49 (1) 保有個人データについて

意見内容：開示等の請求への対応義務の例外として、「テロ防止」を挙げているが、「万引防止」は施行令第5条の一から四の例外に相当すると考えられるのか。すなわち、万引防止目的で保有する場合に「保有個人データ」に該当しないケースもあるのか、万引防止についても何らかの記載をしていただきたい。

理由：民間事業者ではテロ防止目的よりも万引防止の用途の方が一般的と考えられるため。

<意見22>

該当箇所：P.53 (3) 開示等の請求や相談への対応

意見内容：利用停止等の請求をできるのは第18条・第19条・第20条違反の場合や第35条5項に基づく場合だが、例えば気持ち悪さを根拠とする利用停止等請求への対応は法令の要請ではないが、第6章に記載される民間事業者の自主的な取組に任せる旨を明確にしてほしい。

理由：法令上、利用停止等の義務があるのは上記の場合だけで、それを超える取組は民間事業者の

自主的な取組であることを明確にするため。

<意見23>

該当箇所：P. 55（参考）顔識別機能付きカメラシステムに関する委託

意見内容：P. 3で行政機関等は本報告書の対象外となっているが、P. 55で諸々の対応は「委託元と委託先のいずれの事業者が対応しても差し支えない」と記載されている。行政機関等から委託を受けて民間事業者がシステムの運用を行うケースも多いため、行政機関側にも委託先の監督責任があると同時に委託元として諸々の対応義務があることを記載するべきではないか。

理由：行政機関等から民間事業者が委託を受ける場合、民間側のみが対応するのは不自然であるため。

以上